

説明資料

(金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告)

金融審議会総会
令和6年8月26日

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ報告書 ①プロダクトガバナンスに関する原則の策定

□ 家計の安定的な資産形成を図り、「成長と分配の好循環」を実現すべく、製販全体として顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するため、**組成会社向けの「補充原則」**を「**顧客本位の業務運営に関する原則**」に追加

基本的な考え方

- 組成会社・販売会社間での建設的なコミュニケーション等により、製販全体・金融商品のライフサイクル全体として顧客の最善の利益を実現
- 投資信託を含む幅広い金融商品について、組成会社による補充原則の受け入れを期待
- 組成会社・販売会社の負担にも配慮し、金融商品の特性(リスク・複雑さ)に応じて対応(プロポーショナルリティ)
- 組成会社・販売会社間の情報連携に係る実効性を確保(フォーマット等の実務面の検討)
- 金融庁において、金融事業者における取組状況をフォローアップし、好事例や課題等を把握・分析



組成会社に求められる対応 (プロダクトガバナンスに関する補充原則)

販売会社に求められる対応
(原則6に注を追記)

補充原則1 基本理念

経営者のリーダーシップの下、金融商品提供に関する理念の明確化

補充原則2 体制整備

プロダクトガバナンスの実効性を確保するための体制整備、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理体制の整備

補充原則3 金融商品の組成時の対応

金融商品の組成時における商品性の検証や想定顧客属性の特定、組成会社・販売会社間の情報連携の促進

補充原則4 金融商品の組成後の対応

金融商品の組成後における商品性の検証、組成会社・販売会社間の情報連携による運用・商品提供等の改善

補充原則5 顧客に対する分かりやすい情報提供

運用体制やガバナンス等に関する顧客への分かりやすい情報提供

原則6

顧客にふさわしいサービスの提供

- 実際に購入した顧客層や反応等について組成会社との情報連携
- 組成会社による想定顧客属性を踏まえつつ、自らの責任で顧客の適合性を判断

[参考]顧客本位の業務運営に関する原則

- 国民の安定的な資産形成の実現に向けて、金融事業者は「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、その取組みを「見える化」することにより、顧客がより良い金融商品・サービスを選択するメカニズムの実現を図るもの(プリンシプルベース・アプローチ)

顧客本位の業務運営に関する原則

2017年3月30日 策定
2021年1月15日 改訂

原則1 顧客本位の業務運営に関する 方針の策定・公表等	顧客本位の業務運営を実現するための取組方針等の策定・公表、取組方針の定期的な見直し
原則2 顧客の最善の利益の追求	顧客に対する誠実・公正な業務を行い、顧客の最善の利益を追求、顧客本位の業務運営に関する企業文化の定着
原則3 利益相反の適切な管理	利益相反の可能性の正確な把握・管理とそのために対応方針の策定
原則4 手数料等の明確化	手数料等の詳細をどのようなサービスの対価かも含め、顧客に情報提供
原則5 重要な情報の分かりやすい情報提供	顧客のリテラシー等を考慮し、手数料や利益相反の可能性を含む、金融商品・サービスに関する重要な情報の分かりやすい提供
原則6 顧客にふさわしいサービスの提供	顧客の適合性を把握し、ふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨
原則7 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	顧客本位の業務運営を促進するための報酬・業績評価体系や従業員研修、適切なガバナンス体制等の整備

株式決済期間の短縮

- 日本では、株式の取引が行われた約定日(T日)の2営業日後(T+2日)に決済が行われている一方、**国際的に株式決済期間の短縮(T+1化)**の実施・検討が進められている
- ⇒ 日本の証券決済制度が国際標準から取り残されないよう、**市場関係者において、T+1化に関するメリットと課題等について、実務的な検討を始めるべき**

メリット

- 決済リスクの削減
- 資金効率の向上・担保負担の軽減
- 決済事務の一層の合理化・効率化 等

課題

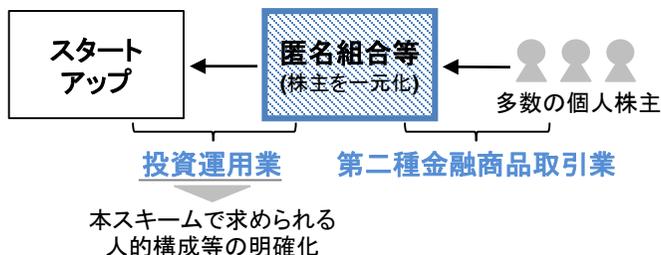
- △ フェイルリスクの増加
- △ オペレーショナルリスクの増加
- △ 非居住者による日本株取引への影響 等

投資型クラウドファンディング

株主一元化スキームの活用

- 株式投資型クラウドファンディング(CF)において、**株主一元化スキーム**の組成ニーズが高まっているが、ファンド運営に係る**投資運用業の登録要件を満たすための体制整備の負担が課題**
- ⇒ 投資運用業の登録審査において、**実態に即した人的構成・業務運営体制での登録が可能であることを明確化**
- 株式投資型CFと株主一元化スキームとで自主規制規則における**規制体系に差異**(少額要件の適用の有無等)
- ⇒ **株主一元化スキームと株式投資型CFとの規制の平仄を合わせる**

<株主一元化スキーム>



勧誘方法

- **投資型CFの勧誘方法**は、自主規制規則において、一部を除き、**電磁的方法に限定され、電話・訪問勧誘等は禁止**
- **特定投資家への勧誘**は電磁的方法以外(電話・訪問等)の方法を認めてほしいとの要望
- ⇒ 電磁的方法以外(電話・訪問等)の方法による勧誘について、**法人の特定投資家に対しては可能とする**

一方、**個人(特定投資家を含む)に対しては引き続き慎重に対応**

		電話・訪問等による勧誘	
		個人	法人
第一種金業者	株式投資型CF	✕ (不可)	○ (特定投資家は可)
	上記以外の投資型CF	✕ (不可)	○ (特定投資家は可)
第二種金業者		✕ (不可)	○ (特定投資家は可)

(注) 銀証ファイアーウォール規制については、金融機関における弊害防止措置に関する態勢整備の状況についてモニタリングが行われているところであり、当該規制に関する議論を行う際には、当該モニタリングの結果を踏まえる必要がある